平成28年　№27

○東京学芸大学附属学校運営規程の一部を改正する規程の制定について

改正理由

　校長の資格要件の変更及び附属学校副運営参事を置くことができるよう，所要の改正を行うものである。

承認経過

　平成28年４月15日　附属学校運営会議　審議・承認

　平成28年４月27日　教育研究評議会　　審議・承認

東京学芸大学附属学校運営規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成28年４月28日

国立大学法人東京学芸大学長

出　口　利　定

平成28年規程第20号

東京学芸大学附属学校運営規程の一部を改正する規程

東京学芸大学附属学校運営規程（平成16年規程第24号）の一部について，別紙新旧対照表の右欄を，左欄のように改正する。

東京学芸大学附属学校運営規程の一部改正について

改正理由：校長の資格要件の変更及び附属学校運営副参事を置くことができるよう，所要の改正を行うものである。

改　　正（案）	現　　行
〔省略〕	〔省略〕
（校長） 第１２条の３　校長は，学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）に規定する資格要件を有する者をもって充てる。	（校長） 第１２条の３　校長は，東京学芸大学の教授をもって充てる。
〔省略〕	〔省略〕
第１９条　職員間において意見の交換を行い，共通理解の促進を図り，当該附属学校長の職務の円滑な執行に資するため，学校教育法施行規則の規定に基づき，附属学校に職員会議を置く。	第１９条　職員間において意見の交換を行い，共通理解の促進を図り，当該附属学校長の職務の円滑な執行に資するため，学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）の規定に基づき，附属学校に職員会議を置く。
〔省略〕	〔省略〕
（附属学校運営参事） 第３５条　運営部に，附属学校運営参事（以下「運営参事」という。）２名を置き，本学の専任教授及び附属学校の副校長等の経験者をもって充てる。 ２　運営参事は，附属学校を所掌する副学長の監督の下に，大学と附属学校間の連絡調整，附属学校への指導・助言を行うほか，附属学校の運営に関する業務を処理する。 ３　運営参事は，学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する校長（園長）職に相当する。 ４　運営参事は，役員会及び附属学校運営会議の意見を聴き，学長が任命する。 ５　運営参事の任期は２年以内とし，再任を妨げない。ただし，65歳に達した日の属する年度の末日を超えることはできない。	（附属学校運営参事） 第３５条　運営部に，附属学校運営参事（以下「運営参事」という。）２名を置き，本学の専任教授及び附属学校の副校長等の経験者をもって充てる。 ２　運営参事は，附属学校を所掌する副学長の監督の下に，大学と附属学校間の連絡調整，附属学校への指導・助言を行うほか，附属学校の運営に関する業務を処理する。 ３　運営参事は，学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する校長（園長）職に相当する。 ４　運営参事は，役員会及び附属学校運営会議の意見を聴き，学長が任命する。 ５　運営参事の任期は２年以内とし，再任を妨げない。ただし，65歳に達した日の属する年度の末日を超えることはできない。

６　欠員が生じた場合の後任運営参事の任期は，前任者の残任期間とする。 （附属学校副運営参事） 第３５条の２　運営部に，附属学校副運営参事（以下「副運営参事」という。）を置くことができる。 ２　副運営参事は，運営参事の職務を助けるほか，運営部に関する業務で，附属学校を所掌する副学長から命ぜられた業務やプロジェクト等を行う。 ３　副運営参事は，本学の大学教員及び附属学校教員のうちから選出する。 ４　副運営参事は，附属学校運営会議の意見を聴き，附属学校を所掌する副学長が任命し，学長に報告する。 ５　副運営参事の任期は２年以内とし，再任を妨げない。 （附属学校支援室） 第３５条の３ 〔省略〕 附　則 この規程は，平成28年４月28日から施行する。	６　欠員が生じた場合の後任運営参事の任期は，前任者の残任期間とする。 〔省略〕 （附属学校支援室） 第３５条の２ 〔省略〕